

○河北郡市広域事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則

制定 平成19年3月30日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、河北郡市広域事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成19年河北郡市広域事務組合条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 条例第2条第1号に規定する契約は、次に掲げるものとする。

- (1) リース（事業者が新たに物品を購入し、長期にわたって貸し付け、投資額を回収するものをいう。）に係る物品を借り入れる契約
- (2) 河北郡市広域事務組合財務規則（平成18年河北郡市広域事務組合規則第14号。以下「財務規則」という。）別表第5に規定する機械、機器、器具及び車両を借り入れる契約
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）第2条に規定するプログラム及びデータベースを借り入れる契約
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第2号の規定に基づく物品を借り入れる契約のうち、次のいずれにも該当する契約で、理事会が必要と認めるもの
 - ア 経常的かつ継続的な契約
 - イ 毎年度当初から物品を借り入れる必要がある契約

2 条例第2条第2号に規定する契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 前項第1号に付随する物品の保守に関する契約
- (2) 財務規則第237条の規定により準用する津幡町財務規則（昭和60年津幡町規則第1号）別表第6に規定する土地、建物及び工作物の維持管理に関する契約
- (3) 財務規則別表第5に規定する機械、機器、器具及び車両の保守に関する契約
- (4) 著作権法第2条に規定するプログラム及びデータベースの保守に関する契約
- (5) 前各号に掲げるもののほか、令第167条の2第2号の規定に基づく役務の提供を受ける契約のうち、次のいずれにも該当する契約で、理事会が必要と認めるもの
 - ア 経常的かつ継続的な契約
 - イ 毎年度当初から役務の提供を受ける必要がある契約
 - ウ 契約の相手方の準備期間を確保する必要がある契約

(契約期間)

第3条 長期継続契約を締結することができる契約の期間は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えることができない。

- (1) 前条第1項第1号及び第2項第1号の契約 5年
- (2) 前号以外の契約 3年

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。